

(6) その他

- ・本事業の事業用地は、野州市景観計画において「一般地区」に指定されている。当該計画に規定されている景観形成規準を遵守した計画とすること。
- ・当該県有地は、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条の規定により、滋賀県知事が策定した湖南地域森林計画の対象民有林となっているため、該当する規定(「林地開発許可申請の手引」(令和 5 年(2023 年)4 月 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課)など)に基づき必要な手続き等を行うこと。

7 全体ゾーニング

(1) 全体ゾーニング

- ・県有地等は、プライベートエリア、セミパブリックエリア、環境保全・共生エリアの 3 つのエリアで構成される。県有地等のエリアゾーニングのイメージは、「付属資料 3 エリアゾーニングのイメージ」を参照すること。

敷地	面積	エリア	主な施設
県有地等	36,570 m ²	プライベートエリア	校舎棟、実習工場、実験室棟、体育館
		セミパブリックエリア	図書・交流拠点施設、食堂・売店、学生寮
	11,642 m ²	環境保全・共生エリア	どんぐり広場、南側雑木林
	1,047 m ²	—	国有地へのアクセス通路

- ※今後、国有地側の境界の確定に伴い、事業者の提案に影響のない範囲で、面積が変動することがあります。
- ・本事業で整備する範囲は、プライベートエリア、セミパブリックエリアで構成される事業用地部分である。環境保全・共生エリアは、既存緑地を現状のまま保存するため、本事業の対象とはしない。
- ・プライベートエリアについては、原則として、学生や教職員などの本施設関係者のみが立ち入り、地域住民等の立入りは制限する。
- ・セミパブリックエリアについては、技術者育成・交流のハブ機能の中心となることから、本施設関係者以外の出入りを可能とする予定である。
- ・既存緑地である「どんぐり広場」および「南側雑木林」(以下「どんぐり広場等」という。)は、現状のまま保存し、地域の憩いの場とするとともに、環境教育の実践の場として活用する。なお、どんぐり広場等の保存範囲は、「付属資料 2 事業用地図」を参照すること。
- ・国有地においては、野州市が河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 2 項に定める河川管理施設である河川防災ステーションの一部としてグラウンド整備を行うこととしていることから、当該グラウンドを学校活動にも利用する予定である。グラウンドの整備位置については、「付属資料 3 エリアゾーニングのイメージ」を参照すること。
- ・県有地等の各ゾーンの配置イメージは、「付属資料 3 エリアゾーニングイメージ」を参照すること。ただし、国有地に整備する施設およびその配置については、最終的には国との協議により野州市が決定するものである。

8 施設概要

(1) 施設規模

- ・本施設の規模は、外構施設を除く建物部分について、延床面積 19,500 m²程度とする。
- ・上記規模については、下限値は 90%以上とし、上限値は定めない。

~~→施設ごとの延床面積については、下限値は 90%以上とし、上限値は定めない。~~

- ・高効率変圧器を採用すること。

d 静止形電源設備

- ・非常照明・受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設けること。ただし、停電時の非常電源供給に支障がないことを前提に、イニシャルコストだけでなく、保守性、修繕費など総合的に比較検討を行った上で、直流電源装置と同等の機能を有するのであれば、直流電源装置以外のものとしても構わない。また、ただし非常照明に関しては、費用対効果を図るため、メンテナンスおよび交換の手間を十分に考慮した上で、電池内蔵式としても構わない。
- ・中央監視設備、コンピューター等の停電時保障用に無停電電源装置を設けること。
- ・蓄電池は長寿命型とすること。なお、無停電電源装置は、メンテナンスおよび費用対効果などを考慮して、ポータブル仕様としても構わない。

e 自家用発電機

- ・関連法令等に基づき、施設内の重要負荷への停電送電用の予備電源装置を設置すること。
- ・非常用発電装置は、商用電源途絶時に防災用負荷、保安用負荷、校舎棟事務室等の管理諸室および体育館に係る照明の一部や非常用コンセントなどに使用することとし、詳細は「付属資料5 諸室リスト」を参照すること。
- ・原動機の連続運転可能時間は、10 時間以上とすること。
- ・消防用非常電源設備とすること。

f 雷保護設備

- ・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)および関係法令等に基づき、外部雷保護設備、内部雷保護設備を設置すること。

g 構内電話設備等

- ・ダイヤルイン方式とし、必要に応じた回線数とすること。
- ・構内交換(電話)設備として、「付属資料5 諸室リスト」に記載の各室に配管配線工事を行うこと。建物内の連絡用として、内線電話機能を有する電話もしくはインターホン設備を設置すること。
- ・学生寮の出入口付近にはインターホン設備を設置し、内機は管理室に設置すること。
- ・5 分以上の停電補償時間を確保するとともに、発電機回路に接続すること。

h 構内情報通信網設備

- ・LAN 配管が必要な場所においては、幹線敷設用ケーブルラックおよび 10GE に対応した配線を敷設し、各諸室に有線 LAN の接続口を壁裏からくり抜いて設けること。
- ・情報通信のネットワーク対象施設(「付属資料5 諸室リスト」を参照すること。)において、有線 LAN 用の配管配線および情報コンセントを設け、原則として各施設内の全域で無線 LAN が利用できるよう計画すること。
- ・各フロアに PD 盤等を必要な大きさ、スペースで設置すること。

(イ) 施錠管理

- ・施設の鍵の管理および施設の施錠管理を行うこと。
- ・「付属資料5 諸室リスト」を参照の上、適切な管理を実施すること。

(ウ) 警備

①常駐警備

- ・警備業務における常駐警備は、非常時を除き、以下の勤務形態を想定している。ただし、配置時間および配置場所については、今後、変更する可能性がある。

	配置時間	配置ポスト	配置場所
勤務日	午後5時00分～翌午前9時00分	1ポスト	
	午後5時00分～午後10時00分	1ポスト	校舎棟警備室
	午後10時00分～翌午前7時00分 (火災以外の機械警備実施中)	1ポスト	学生寮管理室(宿直勤務)
	翌午前7時00分～翌午前9時00分	1ポスト	校舎棟警備室
休日	午前9時00分～翌午前9時00分	1ポスト	
	午前9時00分～午後6時00分	1ポスト	校舎棟警備室
	午後6時00分～翌午前9時00分 (火災以外の機械警備実施中)	1ポスト	学生寮管理室(宿直勤務) ただし、授業日の午前7時00分～午前9時00分については、校舎棟警備室とする。

- ・勤務日においては、業務開始から火災以外の機械警備の実施までの間は校舎棟警備室で、その後は火災以外の機械警備の解除まで学生寮管理室において宿直勤務をすること。
- ・休日においては、業務開始から火災以外の機械警備の実施までの間は校舎棟警備室で、その後は火災以外の機械警備の解除まで学生寮管理室において宿直勤務をすること。ただし、授業日の午前7時00分～午前9時00分については、校舎棟警備室にて勤務する。
- ・長期休業期間において、閉寮となる期間中は、夜間において火災以外の機械警備の実施後は常駐警備を要しない。
- ・施錠管理や火気使用場所の点検、窓やシャッター等の開閉、消灯確認、空調機等稼働確認等を適切に実施し、施設内の事故、火災、施設の損壊や盗難の予防・早期発見・通報を行うこと。
- ・宿直勤務中は、事故・犯罪等および寮生の急病等の発生への初動対応を行うとともに、法人と連携し、必要な対応を行うこと。
- ・勤務日の午前7時00分～午前9時00分については、各施設の機械警備の解除や開錠、教職員への鍵の受け渡しなどの業務を想定している。当該業務が警備員以外のスタッフにより対応可能な場合は、警備員以外のスタッフによる代替を認めることとする。
- ・火災の発生原因になるものを除去する等火災発生の予防的措置を実施すること。
- ・祝日においては、国旗等の掲揚、後納を実施すること。